

令和6年2月9日

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘 様

座間市学校施設適正化方針検討委員会

委員長 山 森 光 陽

座間市立学校の適正規模・適正配置及び目指すべき姿に関する基本方針について
(報告)

座間市学校施設適正化方針検討委員会設置要綱第2条に基づき、座間市学校施設適正化方針の策定について検討協議したので、その結果を次のとおり報告します。

1 方針策定の背景

(1) 児童生徒数の減少等

座間市立小・中学校の児童生徒数は、最も多かった昭和58年度から39年間で約45%減少しており、小学校では児童数に地域差も生じています。一方で、特別支援学級の在籍者数や日本語指導が必要な児童生徒は年々増加傾向にあり、必要な教職員の増員や一人一人のニーズに応じたきめ細かい対応が求められています。

(2) 学校施設の老朽化

学校施設は、最も古い校舎で築60年が経過しており、給食室の老朽化・狭隘化、市立プールでの水泳指導なども含めた対応を検討する必要があります。加えて、バリアフリー化、脱炭素社会に対応した施設改修や、新しい時代に即した学習環境についても整備する必要があります。今後更なる財政負担が見込まれています。

2 方針策定の目的

- (1) 将来を見据えた学校の適正規模・適正配置及び望ましい学習環境や目指すべき姿についての基本的な考え方を整理します。
- (2) 目指すべき姿の実現に向けた中長期的な学校施設等の在り方を示す基本的な方針とします。

3 方針検討の視点

本検討委員会では、前2項の背景及び目的を踏まえ、次の視点に基づき方針を検討しました。

- (1) 望ましい学級数の維持
- (2) 学校施設整備の効率的な実施
- (3) 望ましい学習環境の見える化

4 座間市学校施設適正化方針

将来を見据えた学校の適正規模・適正配置及び望ましい学習環境や目指すべき姿についての基本的な考え方を整理し、目指すべき姿の実現に向けた中長期的な学校施設等の在り方を示す基本的な方針として次のとおりまとめました。

なお、方針の詳細については、別添の「ざま魅力ある学校づくり方針～今後の学校施設の在り方及び望ましい規模・配置について～」のとおりです。

(1) 方針の名称について

児童生徒の減少と施設の老朽化という実態・課題がある中、本委員会では、学校の適正規模や今後の在り方を考えるだけでなく、これからの座間市の子どもたちにとってより良い学習環境とは何かということについての議論を続けてきました。その中で、児童生徒の減少と施設更新の機会を契機として「この学校ならこんなことができる」「こんなことをやってみたい」と思えるような「魅力ある学校」を目指す、という思いから、座間市学校施設適正化方針の名称を「ざま魅力ある学校づくり方針～今後の学校施設の在り方及び望ましい規模・配置について～」としました。

(2) ざま魅力ある学校づくり方針 3つの柱

本方針では、今後の座間市が目指す学校の姿を「魅力ある学校」と表現し、実現に向けて、新たな教育の場や学習環境の充実に関する「新しい時代に求められる学習環境」、施設整備として生活環境・職場環境の向上に関する「子どもたちや教職員が快適に過ごせる学校施設」、地域と連携する学校の姿に関する「地域とともにある学校」を3つの柱としました。

(3) 方針実現のための指針・基準

本方針に基づき魅力ある学校づくりを実現するためには、本方針の解釈が統一されるよう一定の基準を定め、着実に進める必要があります。そのため、座間市として独自に定めることのできる指針を「望ましい学校規模」及び「望ましい学校配置」として整理しました。

(4) 方針実現のための方策

児童生徒数・学級数の推計の結果、本市では、10年後には中学校から小規模校化が始まり、小学校についても学級数減少により20年後には12学級校が増加する見込みです。このため、将来の児童生徒数・学級数の減少を見据えた対応について、「望ましい学校規模の範囲に近づけるための対応策」及び「学校施設及び運営面での共通課題に対する対応策」として整理しました。

5 推進に向けて

本方針に基づく取組の推進に向けて、「今後の取組の進め方」及び「留意事項」等の考え方を示しました。

以上